# 経済産業省

2 0 2 3 1 1 2 7 貿局第 4 号輸出注意事項 2 0 2 3 第 2 1 号経済產業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号) 等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和5年12月1日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号) 等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この通達は、令和6年2月1日から施行する。

○「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)

改 正 後				現 行			
0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1) ~ (6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)				(7) <sup>‡</sup> (イ)	の許可 (略) 出の許可 ~ (6) (略)	中欄に掲げる貨物に関する軸 D解釈	<b>輸出の許可</b>
輸出令 別表第 1の項	輸出令別表第1 中解釈を要する 語	角军	釈	輸出令 別表第 1の項	輸出令別表第1 中解釈を要する 語	角军	釈
1	(略)	(略)		1	(略)	(略)	
	爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ〜リ (略) ヌ イからリまでに該 当する爆発物の子弾 ル (略)			爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ〜リ (略) (新設) <u>ヌ</u> (略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	輸出令別表第1 の1の項(9)の 附属品	(略)	次のいずれかに該当するものを除く。         るものを除く。         イ 牽引棒         ロ 保護用のマット及びカバー         ハ はしご、階段及び足場。         基 車輪止め、固縛装置及び固定装置		輸出令別表第1 の1の項(9)の 附属品	(略)	(新設)

	(略)	(略)
2	(略)	(略)
	核原料物質	ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質であって、核燃料物質以外のものをいう。(ただし、核原料物質のうち、トリウムの含有量が、全重量の5パーセント未満のトリウムタングステンからなる線若しくは棒又は繊維製品、塗料、窯業製品(「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」昭和32年法律第166号)第2条第12項で定める国際規制物資以外のものに限る。)を対象外とする。)
	(略)	(略)
3	(略)	(略)
302	(略)	(略)
	アンデアン・ポ テト・ラテント・ ウイルス	Andean potato latent virus (Potato Andean latent tymovirusを含む。) をいう。
	(略)	(略)
	クラビバクタ ー・ミシガネン シス亜種セペド ニカス	ジャガイモ輪腐病の病原菌 Clavibacter michigane nsis subsp. sepedonicus (Clavibacter sepedonicus、Clavibacter michiganense subsp. sepedonicus、Corynebacterium michiganensis subsp. sepedonicum 又は Corynebacterium sepedonicum を含む。) をいう。
	(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	コレトトリク	コーヒー炭疽病の病原菌 Colletotrichum kahawae

	(略)	(略)
2	(略)	(晔)
	核原料物質	ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質であって、核燃料物質以外のものをいう。(ただし、核原料物質のうち、トリウムの含有量が、全重量の5パーセント未満のトリウムタングステンからなる線若しくは棒又は繊維製品、塗料、窯業製品(「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」昭和32年法律第166号)第2条第11項で定める国際規制物資以外のものに限る。)を対象外とする。)
	(略)	(略)
3	(略)	(略)
302	(略)	(略)
	アンデアン・ポ テト・ラテント・ ウイルス	Andean potato latent virusをいう。
	(略)	(略)
		ジャガイモ輪腐病の病原菌 Clavibacter michigane nsis subsp. sepedonicus をいう。
	(略)	(略)
	コクリオボール ス・ミヤベアヌ <u>ス</u>	イネごま葉枯病の病原菌 Cochliobolus miyabeanus をいう。
	コレトトリク	コーヒー炭疽病の病原菌 Colletotrichum kahawae

1	ム・カーハワイ	(Colletotrichum coffeanum var. virulansを含 <u>む。)</u> をいう。
	(削る)	(削る)
	(略)	(略)
Z	ザントモナス・ オリゼ・パソバ ー・オリゼ	イネ白葉枯病の病原菌 Xanthomonas oryzae pv. or yzae (Pseudomonas campestris pv. oryzae を含 <u>む。)</u> をいう。
2	ザントモナス・ ントリ・パソバ ー・シトリ	柑橘かいよう病の病原菌 Xanthomonas citri pv. c itri (Xanthomonas axonopodis pv. citri 又は Xa nthomonas campestris pv. citri を含む。) をい う。
	(略)	(昭各)
	ベイポラリス・ ナリゼ	イネごま葉枯病の病原菌 Bipolaris oryzae (Cochl iobolus miyabeanus 又は Helminthosporium oryza e を含む。) をいう。
= <u>-</u> -	プクシニア・グ ラミニス <u>亜種</u> グ ラミニス・バラ エティー・グラ ミニス	ムギ類の黒さび病の病原菌 <u>Puccinia graminis ss</u> p. graminis var. graminis 又は <u>Puccinia graminis ssp. graminis var. stakmanii (Puccinia graminis 又は syn. Puccinia graminis す。 sp. tritici を含む。)をいう。</u>
Ī	プクシニア・ス トリイフォルミ ス	ムギ類の黄さび病の病原菌 Puccinia striiformis (syn. Puccinia glumarumを含む。)をいう。
_	プセウドセルコ スポラ・ウレイ	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌 Pseudocercospor a ulei (Microcyclus ulei 又はDothidella ulei を含む。) をいう。

ム・カーハワイ	をいう。
ザントモナス・ アクソノポディ ス・パソバー・シ トリ	柑橘かいよう病の病原菌 Xanthomonas axonopodis pv.citri をいう。
(略)	(略)
ザントモナス・ オリゼ・パソバ ー・オリゼ	イネ白葉枯病の病原菌 Xanthomonas oryzae pv. or yzae をいう。
(新設)	(新設)
(略)	(略)
(新設)	(新設)
プクシニア・グ ラミニス種グラ ミニス・バラエ ティー・グラミ ニス	ムギ類の黒さび病の病原菌 Puccinia graminis をいう。
プクシニア・ス トリイフォルミ ス	ムギ類の黄さび病の病原菌 Puccinia striiformis をいう。
(新設)	(新設)

	T	
	ペロノスクレロ スポラ・フィリ ピネンシス	サトウキビベと病の病原菌 Peronosclerospora phi lippinensis (Peronosclerospora sacchari を含 <u>む。)</u> をいう。
		イネいもち病の病原菌 Magnaporthe oryzae <u>(Pyricularia oryzae を含む。)</u> をいう。
		(削る)
	(略)	(略)
大腸菌の核酸の 大腸菌の核酸の塩基配列(志賀 塩基配列(志賀 ニットの遺伝要素を持たない		大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持たないものに限る。) <u>を</u> 有するものをいい、大腸菌の核酸の塩基配列 <u>を</u> 有しないものは含まない。
	するもの以外の もの	
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	貨物等省令第3 条第二十号及び 第二十号の二中 の部分品	(略)
	貨物等省令第3 条第二十一号中 の発射台	<u>空中から発射する装置</u> <u>を含む。</u>
	(略)	(略)
5 · 6	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	(削る)	(削る)

	ペロノスクレロ スポラ・フィリ ピネンシス	サトウキビべと病の病原菌 Peronosclerospora phi lippinensis をいう。
	マグナポルテ・オリゼ	イネいもち病の病原菌Magnaporthe oryzaeをいう。
	ミクロシクル ス・ウレイ	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌 Microcyclusulei をいう。
	(略)	(略)
	大腸菌の核酸の 塩基配列(志賀 毒素又はそのサ ブユニットの遺 伝要素を持つも のに限る。)の有 するもの以外の もの	大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持たないものに限る。) <u>の</u> 有するものをいい、大腸菌の核酸の塩基配列 <u>の</u> 有しないものは含まない。
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	貨物等省令第3 条第二十号及び 第二十号の二中 の部分品	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
5 · 6	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	セトリング時間	変換器が任意の2つのレベル間でスイッチしたと

	(m ta)	(mts)	
	(略)	(略)	
8~ 11	(略)	(略)	
1 2	(略)	(略)	
	シーケンスロボ ット	(略)	
	永久磁石を用い た電気推進機関	<u>リムドライブ推進装置</u> を含む。	
	(略)	(略)	
13~	(略)	(昭)	
1 5			

(ロ) (略) (8)・(9) (略) 2~13 (略)

別表第1~別表第7 (略)

		き、出力レベルが最終値に対して2分の1ビット以 内に達するのに要する時間をいう。
	(略)	(略)
8~ 11	(略)	(略)
1 2	(略)	(略)
	シーケンスロボット	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
13~ 15	(略)	(略)

(口) (略)

(8) • (9) (略)

2~13 (略)

別表第1~別表第7 (略)

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対 照表(傍線部分は改正部分)

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号)

改正後				現行		
1~3	(略)		1~3 (略)			
別紙1	別紙1 外国為替令別表(貨物等省令を含む。)中解釈を要する語			別紙1 外国為替令別表(貨物等省令を含む。)中解釈を要する語		
外為令 別表の 項		解釈	外為令 別表の 項		解釈	
1 ~ 1 2	(略)	(略)	1 ~ 1 2	(略)	(略)	
1 3	(略)	(略)	1 3	(略)	(略)	
	貨物等省令第25 条第3項第四号中 の技術	(略)		貨物等省令第25 条第3項第四号中 の技術	(略)	
	推進力を得るため の吸気系統にかか る装置	<u>コアガス流路の予冷器</u> <u>を含む。</u>		(新設)	(新設)	
	再熱燃焼器	ターボ機械の最終段の排気又はバイパス流路の下流で燃料を燃焼させて追加的な推進力を得る ものをいう。リヒーター、アフターバーナーともいう。		(新設)	(新設)	
	エンジンのロータ 支持部	圧縮系統やタービンローターを駆動する主機軸 を支える軸受をいう。		(新設)	(新設)	
	能動的な熱管理装置	受動的に空気又は燃料 で潤滑油を冷却する方 式以外の方法を利用す るものであって蒸気サ イクルシステムを含 む。		(新設)	(新設)	

	圧縮系統	機械的作用によりガス流路の圧力を増加させる ためのものであって、エンジンの空気取入口面から燃焼器の間にあるいずれかの段又は段の組合 せをいう。
	(略)	(略)
14~ 16	(略)	(略)

別紙1-2~別紙2-2 (略)

別紙3 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付資料等

第1 (略)

第2 役務取引許可申請書の記載要領

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) 取引の概要

①~④ (略)

⑤ 利用する者の住所・<u>居所</u>又は所在地 利用する者の住所・居所又は所在地を記載する。なお、「取引の相手方」 と「利用する者」が同一である場合には、「取引の相手方と同じ」と記載す る。

⑥•⑦ (略)

(5) (略)

第3 • 第4 (略)

別紙4 (略)

	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
14~ 16	(略)	(略)

別紙1-2~別紙2-2 (略)

別紙3 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付資料等

第1 (略)

第2 役務取引許可申請書の記載要領

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) 取引の概要

①~④ (略)

⑤ 利用する者の住所・居住又は所在地 利用する者の住所・居所又は所在地を記載する。なお、「取引の相手方」 と「利用する者」が同一である場合には、「取引の相手方と同じ」と記載す る。

⑥•⑦ (略)

(5) (略)

第3 • 第4 (略)

別紙4 (略)

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」(平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号)

改正後

- Ⅰ. ~Ⅱ. (略)
- Ⅲ. 許可後の手続き
- 1. 貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続
- (1) (略)
- (2) 注意事項

①~④ (略)

⑤ 誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題(例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等)を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。) されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.(<u>注4</u>)を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

- ⑥ (略)
- 2. (略)
- 3. 誓約書の変更に関する事前同意手続
- (1) (略)
- (2) 注意事項
- ①~③ (略)
- ④ 誓約事項の遵守について

(略)

- Ⅲ、許可後の手続き
- 1. 貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続

現行

(1) (略)

 $I. \sim \Pi.$ 

(2) 注意事項

①~④ (略)

⑤ 誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題(例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等)を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。) されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.(注5)を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

- ⑥ (略)
- 2. (略)
- 3. 誓約書の変更に関する事前同意手続
- (1) (略)
- (2) 注意事項
- ①~③ (略)
- ④ 誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題(例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等)を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。) されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.(<u>注4</u>)を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

- (5) (略)
- 4. 旧誓約書を新誓約書に変更したものとみなす場合に係る届出手続(略)
- (1) (略)
- (2) 注意事項
- ① (略)
- ② 誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題(例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等)を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。) されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3. (注4)を参照して

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題(例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等)を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。) されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.(注5)を参照してください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

- ⑤ (略)
- 4. 旧誓約書を新誓約書に変更したものとみなす場合に係る届出手続(略)
- (1) (略)
- (2) 注意事項
- ① (略)
- ② 誓約事項の遵守について

適正な輸出管理の実施のため、輸出許可申請及び役務取引許可申請に係る誓約書について、輸出者は、誓約書注意事項を示しつつ、需要者等が誓約書の内容を遵守するように周知徹底するようお願いします。輸出者が、通常の事業活動の範囲で需要者等の誓約書の遵守状況について問題(例えば、輸出者の事前同意を得ずに再輸出等を行ったこと等)を把握した場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

また、輸出者が通常の事業活動の範囲において、輸出した貨物及び提供した技術が、当初の需要者等以外に再販売若しくは再移転又は再提供(当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。) されたことを知ったときには、可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いします。

具体的な報告又は情報提供の方法については別記2の3.(注5)を参照して

ください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

- IV. (略)
- V. 申請書及び添付書類の郵送による提出等
- 1. 2. (略)
- 3. 許可申請書類等の取扱い
- (1) (略)
- (2) 申請の受理に際して、又は審査の過程において、許可申請書類等の補正、審査に必要な資料又は情報の追加提供を求めることがあります。この要求に応じて、追加資料等を郵送する場合においても、別記1(ハ)の送り状を提出してください。

 $(3) \sim (5)$  (略)

 $4. \sim 6.$  (略)

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出	申請窓
		書類	口
(昭)			
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)	ほ地域	В1	経済産
までに掲げる貨物であって、次のいずれにも			業局
該当しないもの			
(イ) 告示で定める貨物			
(ロ) 輸出令別表第1の14又は15の項の			
中欄に掲げる貨物			
(ハ) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲			
げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号			
口に該当するもの			
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)	ほ地域	С	本省
までに掲げる貨物であって、次のいずれかに			
該当するもの			
(イ) 告示で定める貨物			

ください。また、必要に応じて経済産業省が状況把握等を行うときには協力をお願いすることがあります。

上記を確実に実施するために、誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。また、必要に応じ、輸出者又は関係人に対し、需要者等の誓約書の遵守状況に関して、外為法第55条の8の規定に基づく報告を求めることがあります。

- IV. (略)
- V. 申請書及び添付書類の郵送による提出等
- 1. 2. (略)
- 3. 許可申請書類等の取扱い
- (1) (略)
- (2) 申請の受理に際して、又は審査の過程において、許可申請書類等の補正、審査に必要な資料又は情報の追加提供を求めることがあります。この要求に応じて、追加資料等を郵送する場合においても、別記1(ハ)の送り状を提出するとともに、2(3)の書類に係るものにあっては、別記1(ナ)の証明書も併せて提出してください。
- $(3) \sim (5)$  (略)
- 4. ~6. (略)

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出	申請窓
		書類	口
(略)			
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)	ほ地域	В1	経済産
までに掲げる貨物(ただし、告示で定める貨			業局
物、輸出令別表第1の14又は15の項の中			
欄に掲げる貨物及び輸出令別表第1の4の項			
(22) に掲げる貨物のうち貨物等省令第7			
条第三号ロに該当するものを除く。)			
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)	ほ地域	С	本省
までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物			
又は輸出令別表第1の14若しくは15の項			
の中欄に掲げる貨物			

(ロ)輸出令別表第1の14又は15の項の			
中欄に掲げる貨物			
(ハ) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲			
げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号			
口に該当するもの			
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)	へ地域	С	本省
までに掲げる貨物			
(削る)		I	
(略)			
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物	と地域②	B 2	本省
であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハ			
に該当する貨物			
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物	ち地域	C	本省
であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハ			
に該当する貨物			
(略)	1	1	

別表 2 技術、提供先国及び提供書類 (略)

別表2の付表1

 $1\sim6$  (略)

(削る)

(削る)

 $7 \sim 19$  (略)

別表2の付表2

 $1 \sim 3$  (略)

4 外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項 第一号又は第二号のいずれかに該当するもののうち、貨物等省令第七条第三号 ロ又はハのいずれかに該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。)

輸出令別表第1の4の項(3)から(26) 本省 でに掲げる貨物(ただし、輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロに該当するものを除く。)				
までに掲げる貨物 (ただし、輸出令別表第1 の4の項(22) に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロに該当するものを除 く。)  輸出令別表第1の4の項(22) に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロに該当するもの (略)  輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物  輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物  輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物を対象であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物				
く。)       輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号口に該型するもの       「ほ地域」 F 及び「へ地域」         (略)       ・       ・         輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号口又はいに該当する貨物       ・       と地域② F 本省         輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号口又はいる。       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・       ・       ・       ・         ・	までに掲げる貨物(ただし、輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨	〜地域	С	本省
(略) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物 と地域② <u>F</u> 本省 であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物 ち地域 <u>F</u> 本省 であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハ	く。) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨		<u>F</u>	<u>本省</u>
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物 と地域② <u>F</u> 本省 であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハ に該当する貨物 ち地域 <u>F</u> 本省 であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハ		域」		
であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハ	輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物 であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハ	と地域②	<u>F</u>	本省
(昭)	であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハ に該当する貨物	ち地域	F	本省

別表 2 技術、提供先国及び提供書類 (略)

別表2の付表1

 $1\sim6$  (略)

- 7 外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項 第一号又は第三号のいずれかに該当するもの
- 8 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項 第一号ロ又は第三号ロのいずれかに該当するもの

 $9 \sim 21$  (略)

別表2の付表2

 $1 \sim 3$  (略)

(新設)

- 5 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項 第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するもの
- 6 (略)

別表3 (略)

別表4 提出書類一覧

- 1 (略)
- 2 【貨物(別表1に対応)】

提出書類A~提出書類D6 (略)

提出書類E1

【武器のクレーム輸出】

(略)

注1 (略)

- 注2:「武器のクレーム輸出」とは、本邦において使用するために輸入された貨物であって、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するもののうち、次のいずれかに該当する貨物(輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。)を本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合とする。
  - ① 不具合による返品、修理(当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみを目的として輸出する貨物
  - ② 外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術(輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)が内蔵された貨物であって、当該プログラムの不具合による返品、修理(当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみを目的として輸出する貨物

【武器のクレーム輸出以外】

(略)

提出書類E2

(略)

注1 猟銃等(運用通達の別表第1の別紙の1の(1)(イ)に掲げるもの若し くはその附属品又はこれらの部分品をいう。注2において同じ。)の一時輸出 の場合にあっては、申請理由書の型及び等級欄には、申請貨物の価格も併せて 記入、その他欄には、積戻しを追記すること。また、猟銃等の所持許可証の写 しも併せて提出すること。 (新設)

4 (略)

別表3 (略)

別表4 提出書類一覧

- 1 (略)
- 2 【貨物(別表1に対応)】

提出書類A~提出書類D6 (略)

提出書類E1

【武器のクレーム輸出】

(略)

注1 (略)

注2:「武器のクレーム輸出」とは、本邦において使用するために輸入された貨物であって、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するもののうち、不具合による返品、修理(当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみに輸出するもの(外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術(輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)が内蔵された貨物の場合にあっては、当該技術の不具合による返品、修理(当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみに輸出する貨物を含む。)を本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。ただし、当該貨物は、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。

【武器のクレーム輸出以外】

(略)

提出書類E2

(略)

注1:猟銃等(運用通達の別表第1の別紙の1の(1)(イ)に掲げるもの及び その附属品並びにこれらの部分品)の一時輸出の場合にあっては、申請理由 書の型及び等級欄には、申請貨物の価格も併せて記入、その他欄には、積戻 しを追記すること。また、猟銃等の所持許可証の写しも併せて提出すること。 注2 (略)

(削る)

3 【技術(別表2に対応)】

提出書類TA~提出書類TD4 (略) 提出書類TE

【武器のクレーム提供】

(略)

注1 (略)

注2:「武器のクレーム提供」とは、本邦において使用するために提供された技術であって、外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当する技術(提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。)を本邦に提供した外国において提供することを目的として取引を行う場合とする。

- ① 不具合による返品、修理(当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術
- ② 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修

注2 (略)

### 提出書類F

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
1	輸出許可申請書	2通	運用通達 別表第3
2	輸出許可・役務 (プログラム) 取引	1通	別記1 (ア)
	許可申請内容明細書		
3	契約書等の写し	1通	別記1 (イ)
4	輸出令別表第1の記載項目との対	該当貨物毎	別記1 (ウ)
	比表等	に各1通	
<u>5</u>	カタログ又は仕様書等の技術資料	1通	別記1 (エ)
<u>6</u>	需要者等の事業内容及び存在確認	1式	別記1 (才)
	に資する資料		
7	需要者等の誓約書の写し	1通	別記1(カ)様式2
8	輸入者の誓約書の写し	1通	別記1 (セ)
9	輸送時におけるサービス又は施設	1通	別記1 (ネ)
	の使用に関する資料		
10	貨物の使用場所及びコンピュータ	1通	別記1 (ノ)
	アクセスの限定管理方法に関する		
	資料		

3 【技術(別表2に対応)】

提出書類TA~提出書類TD4 (略)

提出書類TE

【武器のクレーム提供】

(略)

注1 (略)

注2:「武器のクレーム提供」とは、本邦において使用するために提供された技術であって、外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するもの(輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)のうち、不具合による返品、修理(当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみに本邦から提供するもの(輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された当該貨物を使用するために設計したプログラムの場合にあっては、当該貨物の不具合による返品、修理(当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が

理(当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上 しない場合に限る。)又は異品のためのみを目的として本邦から提供する 技術

【武器のクレーム提供以外】

(略)

別表5 (略)

別表6 申請書及び添付書類の郵送による提出先

名称	郵便番号	住所	担当課
(略)	(略)	(略)	(略)
横浜通商事務所	〒231-0001	横浜市中区新港 1-6-1	横浜通商事務所
		よこはま新港合同庁舎3階	輸出課
(略)	(略)	(略)	(略)

別記1 提出書類の記載要領

(ア)~(ス) (略

(セ) 削除

(ソ)~(ヌ)(略)

(ネ) 削除

(ノ) 削除

(ハ) (略)

別記2 誓約書の記載要領

1. · 2. (略)

3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合(イ) (略)

(ロ) 追加的記載事項として、4. 追加的誓約事項⑤の全ての事項を記載してください。

向上しない場合に限る。) 又は異品のためのみに本邦から提供する技術を 含む。) を本邦に提供した外国において提供する場合に限る。 ただし、当 該技術は、提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。

【武器のクレーム提供以外】

(略)

別表5 (略)

別表6 申請書及び添付書類の郵送による提出先

名称	郵便番号	住所	担当課
(略)	(略)	(略)	(略)
横浜通商事務所	〒231-0021	横浜市中区日本大通11	横浜通商事務所
		横浜情報文化センター10階	輸出課
(略)	(略)	(略)	(略)

別記1 提出書類の記載要領

(ア)~(ス)(略)

(セ) 輸入者の誓約書の写し

様式2に以下の追加的誓約事項を加えたものを添付すること。

「輸送時において、イラン、イラク及び北朝鮮のサービス又は施設を使用しない。」

(ソ) ~ (ヌ) (略)

(ネ) 輸送時におけるサービス又は施設の使用に関する資料

<u>貨物の輸送時においてどのようなサービス又は施設を使用するかが記載されて</u>いる、契約書、取扱説明書又は輸送計画書を提出すること。

(ノ) 貨物の使用場所及びコンピュータアクセス限定管理方法に関する資料 貨物の使用者及び使用場所並びにコンピュータアクセス限定方法(例えば、アク セスの際にカードキーが必要か、使用者を追加する際の手続きはどうなっている か、等) に関する資料を提出すること。

(ハ) (略)

別記2 誓約書の記載要領

1. • 2. (略)

3. 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合 (イ) (略)

(ロ) 追加的記載事項として、4. 追加的誓約事項<u>⑥</u>の全ての事項を記載してください。

(注1)~(注6) (略)

4. 追加的誓約事項

①~④ (略)

(削る)

<u>⑤</u> (略)

注1・注2 (略)

別記3-1・別記3-2 (略)

別記4 許可条件に関する事項

輸出許可又は役務取引許可の条件として、外為法第67条第1項の規定により、国際的な平和及び安全の維持の確実な実施を図るために以下のもの又はこれらに準じたものを付すことがあります。これらの他、外為法の確実な実施を図るために必要最小限の条件を付すことがあります。(条件中の報告先等については、経済産業局にて許可証が発給されたものについては、「貿易経済協力局安全保障貿易審査課」とある

(注1)~(注6) (略)

4. 追加的誓約事項

①~④ (略)

- ⑤ 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物の輸出のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当する貨物を「と地域②」を仕向地とする(貨物の需要者が確定している場合に限る。)ときに、以下の追加的誓約事項を需要者等の誓約書に全て記載してください。
  - 1) 輸送時において、イラン、イラク及び北朝鮮のサービス又は施設を使用しない。
  - 2) 当該貨物等は第1節(g) (又は(h)) のみで使用する。
  - 3) イラン、イラク及び北朝鮮に居住する者のコンピュータアクセス(注) を禁止する。
  - 4) コンピュータアクセスは善良でアクセスを行うことを承認された人に限定する。
  - 5) 上記4)を実現するために、下記の内容を確保する。
  - (a) 実行されるプログラムが許可の条件に従うものであるか否かを必要に応 じ調査することを確認する。許可の条件に従うものでない場合には、そのプロ グラムをシステムから削除する。
  - (b) 承認された最終用途を全ての使用者に守らせる。
  - (c) 新しいアカウントの設定とパスワードの割り当てを監督する。
  - 6) 貨物の改造の制限(輸出者の事前の許可なく加重最高性能を高めるような改造を行わない。)
  - (注) コンピュータアクセスは、プログラムの作成、読み込み又は実行することを指し、システム管理を含む。コンピュータアクセスには、蓄積されたデータを取得すること及び使用を承認されないプログラム以外のプログラム上での処理データのやり取りは含まない。

⑥ (略)

注1・注2 (略)

別記3-1・別記3-2 (略)

別記4 許可条件に関する事項

輸出許可又は役務取引許可の条件として、外為法第67条第1項の規定により、国際的な平和及び安全の維持の確実な実施を図るために以下のもの又はこれらに準じたものを付すことがあります。これらの他、外為法の確実な実施を図るために必要最小限の条件を付すことがあります。(条件中の報告先等については、経済産業局にて許可証が発給されたものについては、「貿易経済協力局安全保障貿易審査課」とある

ものが「経済産業省○○経済産業局○○通商事務所」等と書き換えられます。)
①~⑤ (略)
(削る)

ものが「経済産業省○○経済産業局○○通商事務所」等と書き換えられます。)
①~⑤ (略)
⑥ 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物の輸出のうち、貨物等省令第7条第三号
ロ又はハのいずれかに該当する貨物を輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を
仕向地とするものの例(貨物の需要者が確定している場合に限る。)
「輸送時において、イラン、イラク及び北朝鮮のサービス又は施設を使用しない
こと。」
⑦ (略)
別記5 (略)

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○「包括許可取扱要領」(平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号)

改正後

### I 一般包括許可

 $1 \sim 4$  (略)

5 一般包括許可の申請手続

一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき申請を行わなければならない。

なお、2の(2)②の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票(申請前13月の間に発行されたものであって、最新のものに限る。)の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。

 $6 \sim 9$  (略)

- 10 一般包括許可の更新
- (1)・(2)(略)
- (3) 更新のための手続

一般包括許可の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に定めるところにより手続きを行わなければならない。

なお、2の(2)②の要件により申請を行った者については、チェックリスト受理票(<u>5</u>に同じ。)の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出すること。

- 11 一般包括許可の取消及び失効
- (1) 一般包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、一般包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、2(2)②の要件を満たさなくなり、かつ、2(2)①の要件も満たさないときは、当該許可は失効する。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効 力を失う旨の通知を行うことがある。

(2) • (3) (略)

Ⅱ 特別一般包括許可

 $1 \sim 4$  (略)

5 特別一般包括許可の申請手続

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)及び(ロ)の書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ) チェックリスト受理票(Iの5に同じ。)の写し・・・1通

(口) (略)

 $6 \sim 9$  (略)

I 一般包括許可

 $1\sim4$  (略)

5 一般包括許可の申請手続

一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき申請を行わなければならない。

現行

なお、2の(2)②の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票(申請前13月の間に発行されたものに限る。)の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。

 $6 \sim 9$  (略)

10 一般包括許可の更新

(1) • (2) (略)

(3) 更新のための手続

一般包括許可の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に定めるところにより手続きを行わなければならない。

なお、2の(2)②の要件により申請を行った者については、チェックリスト受理票(申請前13月の間に発行されたものに限る。)の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出又は1通を申請窓口に郵送若しくは提出すること。

- 11 一般包括許可の取消及び失効
- (1) 一般包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、一般包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、 2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効 力を失う旨の通知を行うことがある。

(2) • (3) (略)

Ⅱ 特別一般包括許可

 $1 \sim 4$  (略)

5 特別一般包括許可の申請手続

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)及び(ロ)の書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ) チェックリスト受理票 (申請前 1 3月の間に発行されたものに限る。) の写し・・・ 1 通

(口) (略

 $6 \sim 9$  (略)

- 10 特別一般包括許可の更新
- (1) (2) (略)
- (3) 更新のための手続

(略)

- (イ) チェックリスト受理票 (Iの5に同じ。) の写し・・・1通
- (口) (略)
- 11 特別一般包括許可の取消及び失効
- (1) 特別一般包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特別一般包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、2(2)の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効 力を失う旨の通知を行うことがある。

(2) • (3) (略)

Ⅲ 特定包括許可

 $1 \sim 4$  (略)

- 5 特定包括許可の申請手続
- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)から(ホ)までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- (注1) 特定手続等運用通達に定めるところにより申請する場合であって、特定包括輸出 許可を申請する輸出に係る貨物の範囲が同一の場合は、同一の申請により複数の仕向 地、買主及び荷受人・需要者について申請することができる。
- (注2) 特定手続等運用通達に定めるところにより申請する場合であって、特定包括役務 取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合は、同一の申請により複数の提供 地、取引の相手方及び利用する者について申請することができる。
- (イ) チェックリスト受理票 (Iの5に同じ。) の写し・・・1 通
- (口) ~ (木) (略)

(注1) · (注2) (略)

(5) (略)

- 6 (略)
- 7 特定包括許可の変更
- (1) (略)
- (2) 特定包括許可の変更手続

(略)

(イ) (略)

①~④ (略)

⑤変更後のチェックリスト受理票(Iの5に同じ。)の写し・・・1通

- 10 特別一般包括許可の更新
- (1) (2) (略)
- (3) 更新のための手続

(略)

- (イ) チェックリスト受理票の写し(5の(イ)に同じ。)・・・1通
- (口) (略)
- 11 特別一般包括許可の取消及び失効
- (1) 特別一般包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特別一般包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効 力を失う旨の通知を行うことがある。

(2) • (3) (略)

Ⅲ 特定包括許可

 $1 \sim 4$  (略)

- 5 特定包括許可の申請手続
- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)から(ホ) までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- (注1) 特定手続等運用通達に定めるところにより申請する場合であって、特定包括輸出 許可を申請する輸出に係る貨物の範囲が同一の場合は、同一の申請により複数の仕向 地、買主及び荷受人・需要者について申請することができる。この場合、様式第4又 は様式第4の2を添付すること。
- (注2) 特定手続等運用通達に定めるところにより申請する場合であって、特定包括役務 取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合は、同一の申請により複数の提供 地、取引の相手方及び利用する者について申請することができる。この場合、様式第 5又は様式第5の2を添付すること。
- (イ) チェックリスト受理票の写し(Ⅱの5(イ)に同じ。)・・・1通
- (口) ~ (木) (略)

(注1)・(注2) (略)

(5) (略)

6 (略)

- 7 特定包括許可の変更
- (1) (略)
- (2) 特定包括許可の変更手続

(略)

(イ) (略)

①~④ (略)

⑤変更後のチェックリスト受理票の写し(Ⅱの5(イ)に同じ。)・・・1通

- (口)~(木)(略)
- (注) (略)
- 8 (略)
- 9 特定包括許可の更新
- (1) (2) (略)
- (3) 更新のための手続

(略)

- (イ) チェックリスト受理票 (Iの5に同じ。) の写し・・・1 通
- (口) ~ (木) (略)
- (注) (略)
- 10 特定包括許可の取消及び失効
- (1) 特定包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特定包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、2(2)の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効 力を失う旨の通知を行うことがある。

(2) • (3) (略)

#### IV 特別返品等包括許可

 $1 \sim 3$  (略)

- 4 特別返品等包括許可の範囲
- (1)特別返品等包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、本邦において使用するために輸入された貨物であって、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するもののうち、次のいずれかに該当する貨物(輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。)を輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地(本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限り、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由する場合を除く。)として輸出する場合とする。
  - ① 不具合による返品、修理(当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみを目的として輸出する貨物
  - ② 外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術(輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)が内蔵された貨物であって、当該プログラムの不具合による返品、修理(当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみを目的として輸出する貨物
- (2) 特別返品等包括輸出・役務取引許可のうち役務取引に係る範囲は、本邦において使用するために提供された技術であって、外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当する技術(提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。) を輸出令別表第3に掲げる地域において提供(本邦に提供した外国において提供する場合に限る。) することを目的として取引を行う場合とする。
  - ① 不具合による返品、修理(当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術

- (口) ~ (木) (略)
- (注) (略)
- 8 (略)
- 9 特定包括許可の更新
- (1) (2) (略)
- (3) 更新のための手続

(略

- (イ) チェックリスト受理票の写し(Ⅱの5(イ)に同じ。)・・・1通
- (口) ~ (木) (略)
- (注) (略)
- 10 特定包括許可の取消及び失効
- (1) 特定包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき 経済産業大臣は、特定包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、 2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効 力を失う旨の通知を行うことがある。

(2) • (3) (略)

IV 特别返品等包括許可

 $1 \sim 3$  (略)

- 4 特別返品等包括許可の範囲
- (1)特別返品等包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、本邦において使用するために輸入された貨物であって、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するもののうち、不具合による返品、修理(当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみに輸出するもの(外為令別表の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)が内蔵された貨物の場合にあっては、当該技術の不具合による返品、修理(当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみに輸出する貨物を含む。)を輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出する場合(本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。)とする。

ただし、当該貨物は、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。

また、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由する場合は、特別返品等包括輸出・役務取引許可は適用できない。

(2) 特別返品等包括輸出・役務取引許可のうち役務取引に係る範囲は、本邦において使用するために提供された技術であって、外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するもの (輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)のうち、不具合による返品、修理(当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみに本邦から提供するもの(輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された当該貨物を使用

- よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。) 又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術
- ② 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理(当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術
- 5 特別返品等包括許可の手続
- (1) (2) (略)
- (3) 申請に必要な書類

(略)

(イ)・(ロ) (略)

- (ハ) チェックリスト受理票 (Iの5に同じ。) の写し・・・1 通
- (二) ~ (チ) (略)
- (4) (略)
- 6~9 (略)
- 10 特別返品等包括許可の更新
- (1)・(2) (略)
- (3) 更新のための手続

(略)

(イ)・(ロ) (略)

- (ハ) チェックリスト受理票 (Iの5に同じ。) の写し・・・1 通
- (二) ~ (へ) (略)
- 11 特別返品等包括許可の取消及び失効
- (1) 特別返品等包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、2(1)の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。

(2) (略)

- V 特定子会社包括許可
- 1~5 (略)
- 6 特定子会社包括許可の申請手続
- (1)・(2) (略)
- (3) 申請に必要な書類

(略)

- (イ)・(ロ) (略)
- (ハ) チェックリスト受理票(Iの5に同じ。)の写し・・・1 通
- (二)~(ト) (略)
- 7 8 (略)

するために設計したプログラムの場合にあっては、当該貨物の不具合による返品、修理(当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。)又は 異品のためのみに本邦から提供する技術を含む。)を輸出令別表第3に掲げる地域において 提供することを目的として取引を行う場合(本邦に提供した外国において提供する場合に 限る。)とする。

ただし、当該技術は、提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。

- 5 特別返品等包括許可の手続
- (1)・(2) (略)
- (3) 申請に必要な書類

(略)

(イ)・(ロ) (略)

- (ハ) チェックリスト受理票の写し(Ⅱの5(イ)に同じ。)・・・1通
- (二) ~ (チ) (略)
- (4) (略)

 $6 \sim 9$  (略)

- 10 特別返品等包括許可の更新
- (1)・(2) (略)
- (3) 更新のための手続

(略)

(イ)・(ロ) (略)

- (ハ) チェックリスト受理票の写し  $(\Pi o 5 (A) に同じ。)$ ・・・1通
- (二) ~ (へ) (略)
- 11 特別返品等包括許可の取消及び失効
- (1) 特別返品等包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

- (2) (略)
- V 特定子会社包括許可
- $1 \sim 5$  (略)
- 6 特定子会社包括許可の申請手続
  - (1)・(2) (略)
  - (3) 申請に必要な書類

(略)

(イ)・(ロ) (略)

- (ハ) チェックリスト受理票の写し(IIの5(イ)に同じ。)・・・1 通
- (二)~(ト)(略)
- 7・8 (略)

- 9 特定子会社包括許可の変更
  - (1) (略)
  - (2) (略)

(イ) (略)

①~⑤ (略)

⑥ 変更後のチェックリスト受理票(Iの5に同じ。)の写し・・・1通

(口) ~ (二) (略)

(注) (略)

- 10 (略)
- 11 特定子会社包括許可の更新
- (1)・(2) (略)
- (3) 更新のための手続

(略)

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) チェックリスト受理票(Iの5に同じ。)の写し・・・1通

(二)~(ヌ)(略)

- 12 (略)
- 13 特定子会社包括許可の取消及び失効

経済産業大臣は、特定子会社包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2、3若しくは4の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、3(3)の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特定子会社包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効 力を失う旨の通知を行うことがある。

VI (略)

- VII 申請書類の記載方法等
- 1 申請関係書類等の記載要領
- $(1) \sim (6)$  (略)
- (7) 特別一般包括許可に係る届出書(輸出令別表第1の3の項(2) 7又は9に掲げる貨物 (輸出令別表第1の3の項(2) 7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条<u>第38号</u> 又は第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込ま れるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は 「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。)(様式第14)

①~⑨ (略)

(8) • (9) (略)

2 実績の報告等

- 9 特定子会社包括許可の変更
  - (1) (略)
  - (2) (略)

(イ) (略)

①~⑤ (略)

⑥ 変更後のチェックリスト受理票<u>の写し(申請前13月の間に発行されたものに限</u>る。)・・・1通

(口) ~ (二) (略)

(注) (略)

(土)

- 10 (略)
- 11 特定子会社包括許可の更新
- (1) (2) (略)
- (3) 更新のための手続

(略)

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) チェックリスト受理票<u>の写し (申請前13月の間に発行されたものに限る。)</u>・・・1

(二)~(ヌ)(略)

- 12 (略)
- 13 特定子会社包括許可の取消及び失効

経済産業大臣は、特定子会社包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2、3若しくは4の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効 力を失う旨の通知を行うことがある。

- VI (略)
- VII 申請書類の記載方法等
- 1 申請関係書類等の記載要領
- $(1) \sim (6)$  (略)
- (7) 特別一般包括許可に係る届出書(輸出令別表第1の3の項(2) 7又は9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2) 7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条<u>第38号、第40号</u>に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。)(様式第14)

① $\sim$ 9 (略)

- (8) (9) (略)
- 2 実績の報告等

(1) 一般包括許可、特別一般包括許可

(略)

① (略)

②ストック販売の場合(上記①に該当する場合を除く。)

a) (略)

b) 輸出を行った貨物の需要者が輸出後に確定し、当該貨物がその他の軍事用途に用いられること若しくは用いられる疑いのあることを知った場合又は提供を行った技術を利用する者が提供後に確定し、当該技術がその他の軍事用途に利用されること若しくは利用される疑いがあることを知った場合は、当該情報を知り得た時点の月ごとに、当該月の末締めの再販売(再販売の予定含む。)又は再提供(再提供の予定を含む。)の実績を翌月末日までに、安全保障貿易審査課に提出してください。(様式第16の2、様式第17の2)なお、上記①の(注)は、再販売又は再提供に係る報告の提出に進用します。

(注) (略)

(2) • (3) (略)

(4)特別返品等包括許可(様式第20)

特別返品等包括許可を受けた者は、<u>1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに</u>安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

実績の無い場合にも報告してください。

(5) • (6) (略)

3 (略)

VIII (略)

(別表1)

(別表 1)	
一般包括輸出・役務(使用に係るプログラ	許可条件の適用
ム) 取引許可の条件	
(1) ~ (10) (略)	(略)
(11)法令若しくは許可の条件に違反し	
たとき、包括許可取扱要領 I の2若しく	
は3の要件を満たさなくなったとき又は	
国際的な平和及び安全の維持の観点から	
必要があると認められるときは、本許可	
が取り消されることがある。 ただし、 「輸	
出管理内部規程の届出等について」(平成	
17・02・23貿局第6号・輸出注意事	
項17第9号)に定める輸出管理内部規	
程の取下げ届(様式5)の提出により、2	
(2) ②の要件を満たさなくなり、かつ、	
2 (2) ①の要件も満たさないときは、当	
該許可は失効する。	

(1) 一般包括許可、特別一般包括許可

(略)

① (略)

②ストック販売の場合(上記①に該当する場合を除く。)

a) (略)

b) 輸出を行った貨物の需要者が輸出後に確定し、当該貨物がその他の軍事用途に用いられること若しくは用いられる疑いのあることを知った場合又は提供を行った技術を利用する者が提供後に確定し、当該技術がその他の軍事用途に利用されること若しくは利用される疑いがあることを知った場合は、当該情報を知り得た時点の月ごとに、当該月の末締めの再販売(再販売の予定含む。)又は再提供(再提供の予定を含む。)の実績を翌月末日までに、安全保障貿易審査課に提出してください。(様式第16の2、様式第17の2)なお、上記①の(注)は、再輸出又は再提供に係る報告の提出に準用します。

(注) (略)

(2) • (3) (略)

(4) 特別返品等包括許可(様式第20)

特別返品等包括許可を受けた者は、<u>許可案件による実績の報告を</u>安全保障貿易審査課に 提出しなければなりません。

実績の無い場合にも報告してください。<u>なお、報告の対象となる期間については、以下</u>のとおりとなります。

(例) 平成17年8月10日に許可が有効となった場合には、第1回の報告は平成17年8月10日から平成17年11月9日までの実績を平成17年12月末日までに報告します。その後も、3か月毎に同様にまとめて、計8回報告します。

(5) • (6) (略)

3 (略)

VⅢ (略)

(別表1)

一般包括輸出・役務(使用に係るプログラ	許可条件の適用
ム)取引許可の条件	
(1) ~ (10) (略) (11) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Iの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可	(理各)
が取り消されることがある。	

_ (別表2)		(別表2)	
一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用	一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (9) (略) (10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の 2 若しくは3 の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、2(2)②の要件を満たさなくなり、かつ、2(2)①の要件も満たさないときは、当	(服务)	(1) ~ (9) (略) (10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の 2 若しくは3 の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。	(略)
該許可は失効する。		(m) ( lo a )	
(別表3)		(別表3)	
特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用	特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (17) (略) (18) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)の提出により、2(2)の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効する。	(理各)	(1)~(17) (略) (18)法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。	(邢各)
(別表4)		(別表4)	
特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用	特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1)~(5)(略) (6)包括許可取扱要領IIの4(2)①に該当する特別一般包括役務取引に係る技術の提供のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の外国において輸出令別表第1の2から15の項までのいずれかに該当する貨物を製造するために用いられる外為令別表の2から14の項までのいずれかに該当する設計又は製造に係る技術の提供の年間(暦年)の実績をその実績に係	(理各)	(1)~(5)(略) (6)包括許可取扱要領Ⅱの4(2)①に該当する特別一般包括役務取引に係る技術の提供のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の外国において輸出令別表第1の2から15の項までのいずれかに該当する貨物を製造するために用いられる外為令別表の2から14の項までのいずれかに該当する設計又は製造に係る技術の提供の実績について、(5)の輸出者等概	(M各) (服各)

#### る年の翌年1月末日までに経済産業大臣 要・自己管理チェックリストの提出の際 に報告すること。 に、あわせて経済産業大臣に報告するこ $(7) \sim (12)$ (略) $(7) \sim (12)$ (略) (13) 法令若しくは許可の条件に違反し (13) 法令若しくは許可の条件に違反し たとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しく たとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しく は3の要件を満たさなくなったとき又は は3の要件を満たさなくなったとき又は 国際的な平和及び安全の維持の観点から 国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認められるときは、本許可 必要があると認められるときは、本許可 が取り消されることがある。ただし、「輸 が取り消されることがある。 出管理内部規程の届出等について」(平成 17・02・23貿局第6号・輸出注意事 項17第9号) に定める輸出管理内部規 程の取下げ届(様式5)の提出により、2 (2) の要件を満たさなくなったときは、 当該許可は失効する。 (別表5) (別表5) 特定包括輸出許可の条件 許可条件の適用 特定包括輸出許可の条件 許可条件の適用 $(1) \sim (12)$ (略) (略) $(1) \sim (12)$ (略) (略) (13) 法令若しくは許可の条件に違反し (13) 法令若しくは許可の条件に違反し たとき、包括許可取扱要領Ⅲの2若しく たとき、包括許可取扱要領Ⅲの2若しく は3の要件を満たさなくなったとき又は は3の要件を満たさなくなったとき又は 国際的な平和及び安全の維持の観点から 国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認められるときは、本許可 必要があると認められるときは、本許可 が取り消されることがある。ただし、「輸 が取り消されることがある。 出管理内部規程の届出等について」(平成 17·02·23貿局第6号·輸出注意事 項17第9号) に定める輸出管理内部規 程の取下げ届(様式5)の提出により、2 (2) の要件を満たさなくなったときは、 当該許可は失効する。 (別表6) (別表6) 特定包括役務取引許可の条件 許可条件の適用 特定包括役務取引許可の条件 許可条件の適用 $(1) \sim (11)$ (略) (略) $(1) \sim (11)$ (略) (12) 法令若しくは許可の条件に違反し (12) 法令若しくは許可の条件に違反し たとき、包括許可取扱要領Ⅲの2若しく たとき、包括許可取扱要領Ⅲの2若しく は3の要件を満たさなくなったとき又は は3の要件を満たさなくなったとき又は 国際的な平和及び安全の維持の観点から 国際的な平和及び安全の維持の観点から 必要があると認められるときは、本許可 必要があると認められるときは、本許可

が取り消されることがある。

が取り消されることがある。ただし、「輸

出管理内部規程の届出等について」(平成 17・02・23貿局第6号・輸出注意事 項17第9号) に定める輸出管理内部規 程の取下げ届(様式5)の提出により、2

1		I	
(2) の要件を満たさなくなったときは、			
当該許可は失効する。		(Bull-ta = )	
(別表7)		(別表7)	T
特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用	特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1)・(2)(略)		(1)・(2) (略)	
(3)特別返品等包括輸出・役務取引許可に	報告するときは、様式第20によるものとする。	(3)特別返品等包括輸出・役務取引許可に	1) 報告するときは、様式第20によるもの
係る貨物の輸出又は技術の提供の1月か		係る貨物の輸出又は技術の提供を行った	とする。
ら6月までの実績を7月末日までに、ま		実績については、許可が有効となった日	2)仮に、平成24年6月10日に有効とな
た7月から12月までの実績を翌年1月		から起算して3月ごとにまとめて翌月末	った許可の場合には、第1回の報告は平成
末日までに経済産業大臣に報告するこ		日までに経済産業大臣に報告すること。	24年6月10日から平成24年9月9
<u>Ł.</u>			日までの実績を平成24年10月末日ま
			でに行う。
			その後も3か月毎に同様にまとめて報
	(m/m)		<u>告を行う。</u>
$(4) \sim (7)$ (略)	(毗各)	(4) ~ (7) (略)	(町各)
(8) 法令若しくは許可の条件に違反した		(8) 法令若しくは許可の条件に違反した	
とき、包括許可取扱要領IVの2若しくは		とき、IVの2若しくは3の要件を満たさ	
3の要件を満たさなくなったとき又は国		なくなったとき又は国際的な平和及び安	
際的な平和及び安全の維持の観点から必		全の維持の観点から必要があると認めら	
要があると認められるときは、本許可が		れるときは、本許可が取り消されること	
取り消されることがある。ただし、「輸		がある。	
出管理内部規程の届出等について」(平			
成17・02・23貿局第6号・輸出注			
意事項17第9号)に定める輸出管理内			
部規程の取下げ届(様式5)の提出によ			
り、2(1)の要件を満たさなくなった			
ときは、当該許可は失効するものとし、			
特別返品等包括許可を受けた者は、直ち			
に原許可証を返却しなければならない。			
(別表8)		(別表8)	
特定子会社包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用	特定子会社包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
$(1) \sim (13)$ (略)	(略)	(1) ~ (13) (略)	(略)
(14)法令若しくは許可の条件に違反し		(14) 法令若しくは許可の条件に違反し	
たとき、 <u>包括許可取扱要領Vの2</u> 、3若し		たとき、包括許可取扱要領のVの2、3若	
くは4の要件を満たさなくなったとき又		しくは4の要件を満たさなくなったとき	
は国際的な平和及び安全の維持の観点か		又は国際的な平和及び安全の維持の観点	
ら必要があると認められるときは、本許		から必要があると認められるときは、本	
可の全部又は一部を取り消されることが		許可の全部又は一部を取り消されること	
ある。ただし、「輸出管理内部規程の届出		がある。	
等について」(平成17・02・23貿局			
第6号・輸出注意事項17第9号)に定め			
る輸出管理内部規程の取下げ届(様式5)			

の提出により、3(3)の要件を満たさな

くなったときは、当該許可は失効するも のとし、特定子会社包括許可を受けた者 は、直ちに原許可証を返却しなければな らない。

(別表9) (略)

[別表A] 特別一般包括輸出許可/一般包括輸出許可/特定包括輸出許可/特定子会社包括輸出許可マトリックス

[1の項] ~ [3の項] (略)

「4の項]

仕向地	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く)	ち地域
輸出令別表第1項番 (略)			がく)	
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる 貨物であって、貨物等省令第7条第3 号ロに該当するもの	特別一般一般	特定	特定	_
(略)				

「5の項]~「7の項] (略)

[8の項]

_ [ 0 4 7 년 ]			
位向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
(晔)			
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、 貨物等省令第7条第3号ロ又はハに該当するもの	特別一般 一般	<u>特定</u>	_
(町各)			

[9の項] ~ [15の項](略)

〔別表 B〕 特別一般包括役務取引許可/一般包括役務取引許可/特定包括役務取引許可/特定包括役務取引許可/トリックス

[1の項] ~ [3の項] (略)

「4の項]

提供地外為令別表項番	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く)	ち地域

(別表9) (略

[別表A] 特別一般包括輸出許可/一般包括輸出許可/特定包括輸出許可/特定子会社包括輸出許可マトリックス

「1の項]~「3の項] (略)

「4の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く)	ち地域
(略)				
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる 貨物であって、貨物等省令第7条第3 号口に該当するもの	特別一般 一般	_	11	_
(略)				

[5の項] ~ [7の項] (略)

[8の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
(服各)			
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、 貨物等省令第7条第3号ロ又はハに該当するもの	特別一般 一般	-	_
(略)			

[9の項] ~ [15の項] (略)

〔別表B〕 特別一般包括役務取引許可/一般包括役務取引許可/特定包括役務取引許可/特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項] ~ [3の項] (略)

[4の項]

	提供地			へ地域	
外為令別表項番		い地域①	ほ地域	(ち地域を 除く)	ち地域

外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロに該当するもの	<u>特別一般</u> 一般	<u>特定</u>	特定	_
(削る)				
(略) (略)				

[5の項] ~ [7の項] (略)

[8の項]

提供地外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の8の項(1)の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は <u>第2号のいずれかに該当するもののうち、貨物等省令第7条第3号ロ又はいのいずれかに該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。)</u>	特別一般 一般	特定	_
(略)			
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、 貨物等省令第20条第2項第1号から第3号まで 又は第5号のいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特定	_
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、 上記を除くもの	特別一般	特別一般	_
(服)			

[9の項] ~ [15の項] (略) (注1) ~ (注4) (略)

様式第1~様式第3 (略)

様式第4 削除

ALV ABIT OF CONTROL BY THE CAR				
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であっ				
て、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係				
るもの				
(略)				
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨				
物であって、貨物等省令第7条第3号ロに	_	<u>=</u>	<u> </u>	_
該当するもの		_		
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨				
物であって、貨物等省令第7条第1号ロに	A+DU 6D			
該当するものの設計、製造又は使用に係る	特別一般	特定	特定	_
技術のうち、貨物等省令第20条第1項第1	<u>一般</u>			_
号に該当するもの				
(略)	J		·	<b></b>
(叫台)				
(甲久)				

(略)

[5の項]~[7の項] (略)

[8の項]

提供地外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、 貨物等省令第20条第1項第1号又は <u>第3号に該</u> 当するもの	特別一般 一般	特定	_
(略)			
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、 貨物等省令第20条第2項 <u>第1号ロ又は第3号ロ</u> に該当するもの	特別一般	特定	_
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、 上記を除くもの	特別一般	特別一般	_
(晔)	•	•	

[9の項] ~ [15の項] (略) (注1) ~ (注4) (略)

様式第1~様式第3 (略)

様式第4

(荷受人又は需要者が複数の場合)

様式第4の2 削除

様式第5 削除

様式第5の2 削除

荷受人・需要者の別	荷受人又は需要者の名称	餅

- 注 (1) 別紙1については、同一の特定包括輸出許可申請書により、買主が単一であり、 かつ荷受人又は需要者が複数である申請を行う場合に作成し、申請書にのり付け により添付してください。
  - (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

		いんみゃ		-	$\sim$
1	(±	じ第	/1	(/)	٠,
	レベエ		4	V/	$\Delta$

その

買主

住所

荷受人・需要者の別	荷受人又は需要者の名称	<u>住所</u>

- 注 (1) 別紙2については、同一の特定包括輸出許可申請書により複数の買主について 申請する場合に買主毎に作成し、申請書にのり付けにより添付してください。
  - (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

### 様式第5

(利用する者が複数の場合)

利用する者の名称	住所

- 注 (1) 別紙1については、同一の特定包括役務取引許可申請書により、取引の相手方が 単一であり、かつ利用する者が複数である申請を行う場合に作成し、申請書にの り付けにより添付してください。
  - (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

## 様式第5の2

その

取引の相手方

住所

利用する者の名称	住所

	注 (1) 別紙2については、同一の特定包括役務取引許可申請書により複数の取引の相 手方について申請する場合に取引の相手方毎に作成し、申請書にのり付けによ
	り添付してください。
様式第6~様式第14 (略)	様式第6~様式第14 (略)
様式第15	様式第15
年 月 日	年 月 日
特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供に係る報告書 (報告の対象となる期間: 年 月 ~ 年 月)	特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供に係る報告書 (報告の対象となる期間:直近の事業年度 (年度)
経済産業大臣 殿	経済産業大臣 殿
提出者 氏名又は名称及び代表者の氏名	提出者 氏名又は名称及び代表者の氏名
住所	住所
担当者(所属部署名) <u>、(氏名)</u> 電話番号 、(内線)	担当者(所属部署名) <u>、(氏名)</u> 電話番号 <u>、(内線)</u>
下記のとおり報告します。	下記のとおり報告します。
記	記
許可番号: 	許可番号:
特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供	特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供
(略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略)
(注)報告書は契約単位(ただし、記載内容が同一となる限りにおいて複数の契約をまとめて 一つの欄に記載してもよい。)	(注)報告書は契約単位(ただし、記載内容が同一となる限りにおいて複数の契約をまとめて 一つの欄に記載してもよい。)
様式第16~様式第19 (略)	様式第16~様式第19 (略)
様式第20	様式第20
年 月 日 特別返品等包括輸出・役務取引許可に係る実績報告書	年 月 日 特別返品等包括輸出・役務取引許可に係る実績報告書
(報告の対象となる期間: 年 月 日~ 年 月 日)	(報告の対象となる期間: 年 月 日~ 年 月 日)
経済産業大臣 殿 提出者	経済産業大臣 殿 提出者
氏名又は名称及び代表者の氏名	氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 管理責任者役職及び氏名	住所 管理責任者役職及び氏名
電話番号(担当)	電話番号(担当)
下記のとおり報告します。記	下記のとおり報告します。記
(略) 当該商品/プ   当 該 商 (略) 輸入時の心ボ 仏、パ   税関申告番   輸出通関年月 (略)	,-
<u> </u>	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I

|--|

- 注(1) 本様式に従って、報告書を作成すること。
  - (2) 特別返品等包括輸出・役務取引許可証の写し(裏面も含む)を提出すること。
  - (3) 実績がない場合でも報告をおこなうこと。
  - (4) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とすること。
  - (5) 税関申告番号(貨物に内蔵されたプログラムの場合は当該貨物の税関申告番号)の欄は、 技術の提供以外の場合に記載すること。

様式第21~様式第23 (略)

- 注(1) 本様式に従って、報告書を作成すること。
  - (2) 特別返品等包括輸出・役務取引許可証の写し(裏面も含む)を提出すること。
  - (3) 実績がない場合でも報告をおこなうこと。
  - (4) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とすること。

(新設)

様式第21~様式第23 (略)

「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)」(平成6年3月25日付け貿易局安全保障貿易管理課)

改 正 後	現行
別記(略)	別記(略)
3 照会の方法	3 照会の方法
(1) 照会は書面をもって行うものとし、照会先は安保審査課とする。(電子的方	(1) 照会は書面をもって行うものとし、照会先は安保審査課とする。(電子的方
法を含む。専用電子メールアドレス: bzl-qqfcbf@meti.go.jp)	法を含む。専用電子メールアドレス:qqfcbf@meti.go.jp)
(2) (略)	(2) (略)